

2018年(平成30年)9月3日

保護者様

明石市立山手小学校
校長 八杉 弘昭

気象警報発令時及び地震発生時の児童の安全確保について

平素は、本校教育の発展に何かとご理解ご支援をいただきありがとうございます。
さて、見出しの件について4月9日付けでお知らせしたところですが、6月18日に発生した大阪北部地震を受け、明石市教育委員会より基準が定められましたので内容を追記してお知らせいたします。
つきましては、下記の事項を確認の上、児童の措置についてご協力をお願いします。

記

I、「明石市」に暴風、大雨、洪水、大雪などの警報が発令された場合。

兵庫県南部、播磨南東部に警報が発令されても「明石市」に警報が発令されていない場合もあります。
市町を単位とした気象庁の警報発令状況は、気象庁のホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/index.html> や地上デジタル放送、ひょうご防災ネット <http://bosai.net/> 等から情報を得ることができます。また、NHK・サンテレビでも情報を得ることができますが他のテレビ等では、従来どおり(播磨南東部の一部)と表示されることがありますのでご留意ください。

- ①午前7時現在、警報が発令されている場合、児童は、**[自宅待機]** させてください。学校からの連絡は行いません。
- ②午前9時までに警報が解除された場合、**10時30分登校**とします。天候に気を付けて、安全に登校させてください。
- ③午前9時現在、警報発令中の場合は、**[臨時休業]** とします。
- ④始業時刻以降に警報が発令された場合、発令時刻、気象条件、通学路の状況、学校の実情等を考慮の上、**[引き続き学校にとどめておくか、下校させるか]** を決定します。その際は、「すぐメール」にて現状及び今後の動きについて連絡していきます。
- ⑤その他、状況に応じて、「すぐメール」で連絡する場合があります。

II、地震が発生した場合

地震発生直後は、電話回線が不通になることが想定されます。その場合、災害情報の把握につきましては、テレビ、ラジオ、明石市の防災無線などで確認してください。

【震度4以下の地震が発生したとき】

- ①周囲の安全を確認のうえ、通常どおりの行動をとってください。

【震度5弱以上の地震が発生したとき】

- ②登校前
○児童は、**[臨時休業]** とします。
- ③登校中
○児童は、安全に気を付けて一旦学校へ**[登校]** します。(登校が**困難な場合は帰宅**してください)
○学校は到着していない児童の安否確認を行います。
- ④登校後～下校前
○児童は**引き渡しの準備が整うまで学校で[待機]** します。
○学校は、その後の対応を以下のようにする旨を保護者へ連絡します。

震度5弱以上での基本方針

- (小学校・特別支援学校) ⇒ 保護者に迎えに来てもらい、引き渡す。
(中学校・高等学校) ⇒ 通学路や自宅の安全を確認したうえで、順次下校させる。

⑤その他

- [すぐメール]等で、その後の動きを随時連絡します。学校へのお問い合わせは緊急時にもできるだけ避けてください。
- 災害により連絡がつかない状況が発生した場合、児童は**学校で[待機]** します。必ず引き取りに来てください。
- 地震等の災害が発生した場合の**避難先や連絡方法について、保護者と子どもで約束事を決めておいてください。**

※ このプリントは、家庭でよくわかる場所に掲示してください。